

# 10・13集会妨害国賠を支援する会ニュース

発行 10・13集会妨害国賠を支援する会

共同代表 池田龍雄、伊藤成彦、北野弘久、斎藤貴男、信太正道、崔善愛、橋本 勝

連絡先：〒113-0033 東京都文京区本郷2-16-9-301

TEL 03-3868-6630 FAX 03-3868-6631

## 土屋公献弁護士の遺志を受け継ぎ、 集会妨害国賠訴訟に勝利しよう！

原告として私たちの国賠訴訟[※2頁コラム参照]の先頭でたたかってこられた土屋公献弁護士(元日弁連会長)が、さる9月25日午前7時50分、腎がんのためお亡くなりになりました。とても残念で悲しみに堪えません。しかし私たちは悲しみをのりこえ、先生のご遺志を受け継いで、本訴訟の勝利をめざし最後までたたかう決意です。

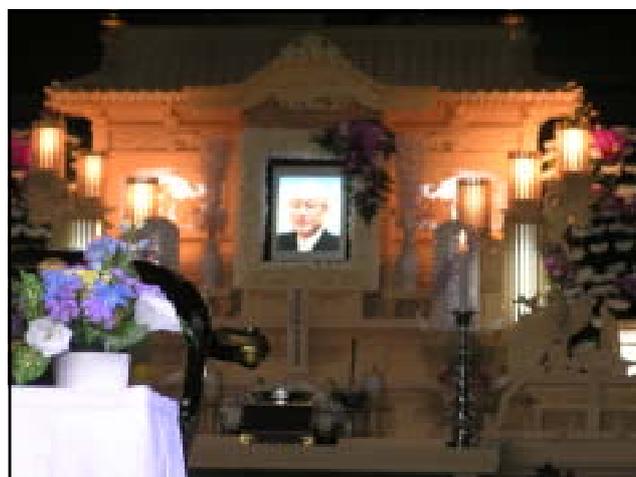
土屋先生はここ数年来、みずから主催者となって、戦争に反対する市民が集う「怒りの大集会」を開催してきました。ところがそのたびごとに、多数の公安刑事が会場近くにたむろして集会妨害をおこなってきたのです。これに先生はとても憤慨され、ご自身が直接に公安刑事らがいるところまで出向き、「直ちに集会妨害をやめなさい」ときつく抗議することもしばしばでした。昨年10月の集会で公安刑事がビデオカメラで集会参加者の盗撮までおこなっていたという事態が発覚した際に、ついに先生は、裁判をおこして公安警察の集会妨害と真っ向からたたかうべきことをよびかけたのでした。

病軀をおしてみずから原告となり裁判をたたかってこられた先生は、さる7月6日におこなわれた第3回裁判で「陳述書」を提出されました。そこには、なぜ自分は反戦平和のためにたたかい、なぜ公安警察の集会妨害を許すことができないのかについての熱い思いがつつられています。書面冒頭の直筆のご署名は、先生がそのような思いを伝えるためにあえてみずから筆をとり書かれたものです。

三権が<sup>こそ</sup>挙りて国民を裏切るを わが老骨は断固許さじ ——このように詠った土屋先生は、司法の反動化がすさまじく進んでいる現在、公安警察を敵に回してたたかうことの困難さについて重々ご承知でした。それでも「集会の自由」を守るために絶対に勝つという気迫をみなぎらせ、最後まで先頭に立ち私たちを導いてくださいました。今も天上から、あの暖かいまなざしで私たちの闘いを見守ってくれているに違いありません。

本裁判に注目するみなさん！

公安警察の監視・威圧、そして盗撮という集会妨害を許してはなりません。もの言えぬ暗黒の時代の再来を阻止するためにも、なんとしてもこの国賠裁判に勝つ必要があります。すべての心ある人々の支援を訴えます。



しめやかにおこなわれた告別式(10・3東京・麟祥院)。  
原告の森井眞氏(元明治学院大学学長)が弔辞を捧げた。

# 「革マル派の集会の視察のため」と称し集会妨害を 居直る被告東京都(=警視庁)に対して、 弁護団が堂々反論！

9月28日 第4回裁判

さる9月28日に、東京地裁705号法廷で、10・13集会妨害国賠の第4回裁判が開かれました。最初に、裁判長が交代したことにともなう「更新手続き」がおこなわれ、そこで原告を代表して名古屋大学名誉教授の古川路明さんが発言しました。古川さんは、原告の土屋弁護士が亡くなられたことは悲しみに堪えないけれども、自分たち残された者が最後までたたかうとの決意を、厳かに、また力強く述べられました。これを受けて裁判長が、「裁判所としても、心からご冥福をお祈りします」と述べ、法廷全体が土屋先生を追悼する場となりました。

さて、前回の第3回裁判(7/6)で被告東京都(=警視庁)は、マスク・サングラス・帽子という異様な姿の私服警察官多数が集会場前にたむろし威圧することも、また集会参加者をビデオで無差別に盗撮することも、「革マル派活動家の視察のため」であるからなんら違法ではないと居直ってきました。そして、この集会は「革マル派の集会」であり、集会の呼びかけ人や賛同人らは「革マル派に担がれた」だけなどと主張してきたのです。

## 【10・13集会妨害国家賠償請求訴訟とは】

2008年10月13日に、東京・なかのZERO大ホールで、反戦・平和の集会「断ち切れ！核軍拡競争と大戦の危機 <戦争と貧困強制>に抗する10・13怒りの大集会」が開かれた。これにたいして、帽子・マスク・サングラス等を着用し異様な格好をした警視庁の私服警察官数十名が、会場入口前で集会参加者を監視・威圧した。そればかりか、JR中野駅から会場に通じる道路沿いのコーヒESHOPの中から、3人の私服警官がビデオカメラで集会場に向かう参加者を盗撮するという驚くべき事態が発覚した。

「集会の自由」を侵害する違憲・違法のこの集会妨害にたいして、集会の呼びかけ人である土屋公献氏や森井真氏ら4人が原告となって、東京都(警視庁)に対し、同年12月3日、東京地裁に国家賠償請求訴訟を起こした。

今回の裁判では、200名を超える大弁護団からこれへの反論書が提出され、事務局の西澤弁護士がその要旨を述べました。

第1に、マスク・サングラス・帽子という異様な風体の60数名におよぶ私服警察官が集会場入り口付近に群がるように立ち並ぶことは、それ自体が集会に参加しようとする者への威圧にほかならず、集会妨害であるのは明白であること。にもかかわらず、その客観的な現実に触れることなく、その目的が「革マル派の視察のため」だからと称して問題をずらそうとしているのが被告であるということ。

第2に、「革マル派に担がされた」だけなどと被告に言われた、集会の呼びかけ人・賛同人らとその陳述書を提出したこと。その多数の陳述書には、自分の意志で集会に賛同しまた参加を呼びかけたことについて、それを「担がされた」だけなどというのは許し難い冒涇であるとの抗議や、それぞれが集会に賛同した思いなどが書かれていること。

第3に、被告の言う「革マル派活動家の活動実態の把握」のためとの仰々しい主張それじたいも、結局のところせいぜい誰が集会に参加したかどうかの情報を得ることができるのみであって、口実にすぎないということ。

そして、要するに被告の主張は、戦前の特高警察が「アカ」というレッテルをはって、体制に都合が悪いとみなした集会などを強権的に弾圧した手法とまったく同じであると喝破し、発言をしめくりました。傍聴席を埋め尽くした多くの市民は、この弁護団の主張にうなずきながら、公安警察の集会妨害に対して怒りを新たにしました。

次回裁判は、11月30日(月)午後4時、東京地裁705号法廷です。弁護団の反論がさらに続きます。ぜひ多くの方の傍聴をお願いします。

## 裁判の勝利を土屋先生に誓う ―第4回裁判報告会(9月28日)

原告・弁護団と傍聴にかけつけた多くの市民の方々は、裁判が終了した後、弁護士会館に移動して裁判報告会をおこないました。

冒頭、この裁判の原告として闘いの先頭に立ってくださっていた土屋先生のご冥福をお祈りし、全員で黙祷をささげました。



発言の最初に、弁護団長の矢澤昇治弁護士が挨拶に立ちました。「土屋先生が亡くなられ、悲しさと喪失感とにおそわれています。しかし、この裁判は土屋先生がよびかけて始められたものです。先生のご遺志を受け継いで、私たちが一生懸命がんばっていきましょう」と、静かに、しかし力強く述べられました。

次に弁護団事務局の西澤圭助弁護士が、今回の裁判について報告しました。報告の中で西澤さんは、土屋先生が集会場で多数集まっている公安刑事を前にして、「何とかしよう、一緒に行こう」と言い、率先して彼らに毅然として抗議したことなどを語ってくれました。

そして裁判を支援する会共同代表の伊藤成彦さん(中央大学名誉教授)が、「土屋先生がなくなったと聞き、びっくりするとともに本当に残念な気持ちです。この裁判は、先生の特に強い思いがあり、力を入れていただきました。私たちが頑張って、早いうちに勝つ必要があると思います。今回の私たちの主張に、被告はどうこたえてくるのでしょうか。私たちを、革マル派の『担ぎ上げ』に簡単に

乗っかる者だ、主体性のない者だと裁判で公然と言ったんです。これについては謝罪し撤回するべきです」と、裁判をたたかっていく決意を述べられました。

次は、同じく共同代表でイラストレーターの橋本勝さんが、今回裁判所に提出したみずからの陳述書(イラストが何枚も描かれたそれ)を紹介してくれました。公安刑事の集会妨害についての、皮肉をこめたユーモアたっぷりの“読み聞かせ”に、会場から大きな拍手と笑いがあがりました。

そして原告の一人として法廷でも発言された古川路明さんが、「法廷で私が言いたかったことは、土屋さんが戦争をくり返してはならない、またその責任をとらなければならない、とかねがねおっしゃっていたその強い意志をお伝えしたかったということです。土屋先生の遺志を受け継いで、私もこの裁判を有意義なものとして担っていきたいと思っています」と述べられました。

最後に、司会から、ここには都合で来ることができなかった共同代表の方々からいただいた追悼の言葉が紹介されました[※4頁参照]。画家の池田龍雄さん、日本大学名誉教授の北野弘久さん、ジャーナリストの齋藤貴男さん、そしてピアニストの崔善愛<sup>チェソンエ</sup>さんからのそれは、それぞれの土屋先生への深い敬愛の念と、また先生のご遺志をうけついで自分もたたかっていきたいという強い決意がこめられたものでした。会場全体も同じ思いを胸にして、報告会を終えました。

### 次回裁判のお知らせ

日時：2009年11月30日(月)  
午後4時開廷

場所：東京地方裁判所705号法廷  
(東京メトロ霞ヶ関駅下車)  
(A1出口を出てすぐ)

## 〈共同代表の方々からの追悼の言葉〉

土屋公献先生に

余生をば どう生きようと勝手なり ならば平和に命捧げんと詠んでおられる

この「余生」というのは、戦争で死にそこなつたわたしにすれば、戦後の六十四年間を意味します。先生にとつても同じではないでしょうか。じつに半世紀以上の星霜を貫いて、真摯に平和のために闘つてこられた。その意志は金剛石のように硬く強く美しいものです。しかし、惜しむらくは今、肉体は病にたおれ魂は天に召されました。その金剛石のごとき意志は、なお厳然と地上に残り、日々不安定なこの世に在って、いよいよその重みとその輝きを増しています。その意志をしっかりと受け継ぎ、守り、磨き、そして闘い続けることは、後に続く者のつとめです。おそらくは、わたしの余生を尽くしてもなお終わることのない平和のための闘いを、粘り強く続けることを……

九月二十八日

池田龍雄

土屋公献さんを偲ぶ

土屋さんは、戦中、学徒兵として戦争にかりだされました。日本帝国主義が犯した大きな罪を、戦後は反省され、弁護士と市民としても、一貫して平和と民主主義に捧げる生涯をおくられました。人間としても素晴らしい畏敬の生涯であったと思います。私たちは、土屋さんの偉大な「志し」の一端でも真摯に受け継がなければなりません。謹んで哀悼の意を表します。

2009年9月28日  
北野弘久（日本大学名誉教授）

土屋先生は私にとつて道しるべのような方でした。いかに権力と対峙するべきか。人生をいかに生きたらよいのか――を、いつも背中であえてくださって、悲しく感じました。でも、私は誓います。未熟な、しかも法律のほの字も知らない畑違いの一フリージャーナリストトゴどきが口にするのも僭越ですが、土屋先生の遺志を支えに、これからの日々を闘っていきま

どうか先生、安らかにお眠りください。  
斎藤 貴男（ジャーナリスト）

9月25日夜、土屋公献先生の訃報を受けました。今なお、その喪失感を言葉にすることに、戸惑いを感じています。

土屋先生との思い出は、わたしにとって、この怒りの大集会がすべてとあってよいと思います。ある日、集会が終わったあと、何人かの弁護士の先生方とともにカラオケに行ったことがあります。わたしは「カラオケ」は正直あまり好きではなく、これまで誘われてもお断りしてきましたが、土屋先生となら・・・と不思議な気持ちになり、お供させていただきました。先生は、日本のなつかしい歌曲、教科書で習った曲を数曲、朗々とうたわれました。曲の合間に、雑談する中で、先生は、ふと朝鮮学校によせる思いを話してくださいました。先生は、それまでご自身があまりにも日本にある朝鮮学校のことに関心であったことを反省しているとご自分を責めるようにお話しされました。

わたしは、多くの弁護士、いえ弁護士だけではなくわたし自身もあまり関わりたくない、と思っている北朝鮮問題や拉致問題に、あえて果敢に取り組まれておられる先生の誠実さにふれました。

先生の中にあるアジアへの罪の意識・・・戦争責任・・・

そのすべてを先生は、弁護士というお仕事を通して、わたしに、わたしたちに「人間の良心」とはなにか、をあざやかに表現し、行動してくださいました。

ここにわたしは日本には希望があると強く感じ、先生を深く信頼しました。

わたしたちは、先生の魂と精神を本当の意味で理解し、大切にしたい、その魂をそれぞれのこころの奥底に燃やしつづけ、それぞれの場所でわたしたちに遺された人生をまっとうしたいとあらたに決意します。

先生との出会いを与えてくださった、みなさんに感謝します。そして先生に感謝します。「法」というがんじがらめの世界で、先生はいつも悲しむものとともにあったこと、忘れません。

韓国、朝鮮、日本、アジアの和解を実現するために注がれた先生の意志をこれからわたしたちが背負ってゆきましょう。

先生のあたたかい精神に勇気付けられた多くの人とともに、今日、先生の死を悼みます。

チェソンエ

## 10・13集会妨害国賠訴訟への絶大なる支援カンパをお願いします

振込先：郵便振替口座 00170 - 6 - 777598 加入者名「集会実行委員会」  
※通信欄に「国賠支援カンパ」とお書き下さい。